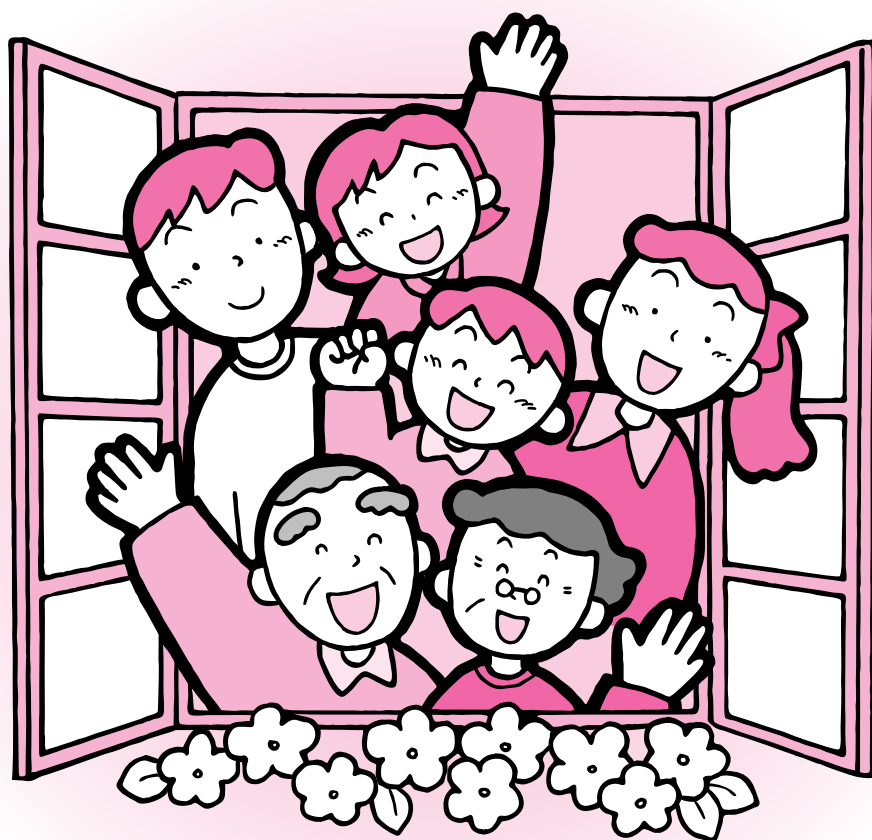


町民のみな様にお知らせです。

西 桂 町

地方創生交付金事業一覽



平成 27 年 7 月

西 桂 町

西桂町地方創生交付金事業一覧表

このたび国において「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が決定され、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が町に配分されました。

西桂町では、この交付金を平成 27 年 3 月議会において予算議決をいただき、平成 27 年度に事業を行うこととなりました。

この交付金は、「地域消費喚起・生活支援型」と、「地方創生先行型」で、地方への好循環拡大に向けた交付金となっており、消費の刺激や地方の活性化に重点を置いた内容で、各自治体が地域事情に応じて柔軟に使える交付金です。

地方を創生し、人口減少に歯止めをかけることは、大きな困難が伴う課題であり、今日まで日本の人口が減少してきた背景は、日本の経済社会をめぐる様々な要因が複雑にからみあい、この構造的課題を解決するためには、これまでとは次元の異なる施策を大胆に実施していくことが必要となります。

また、そうした改革が実現しても、人口減少に歯止めがかかるには、長い時間を要し、足元の状況を見ても、今年の出生数は昨年より減少する可能性も指摘されています。当町においても、東京圏への人口流出もますます強まっている状況が続いています。

このため本町の特色や資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く盛り込んだ、事業を展開いたします。

地方創生は、役場だけの事業ではなく、様々な分野の住民団体や各地域、個人、特にこれまで政治と最もつながりが薄かった女性などを巻き込んで、議会を含めた行政が意識改革をするという自覚を持ってあたらなければなりません。人口減少のマイナスのカーブをできるだけ緩くして、ある時期にプラスのカーブに導く道筋を示すラストチャンスであると考えておりますので町民の皆様のご協力をお願い致します。

西桂町長 小林 千尋

目 次

種 目	事 業 名
地域消費喚起・生活支援事業	西桂町プレミアム付商品券発行事業 ……3 ページ
	西桂町子育て応援券発行事業 ……4 ページ
	西桂町福祉灯油購入助成事業 ……6 ページ
	西桂町名産品買い物ツアー開催事業 ……7 ページ
地方創生先行型事業	公共施設（公民館）バリアフリー化事業 ……7 ページ
	地域力強化補助金事業 ……8 ページ
	西桂町三世代同居等支援事業 ……9 ページ
	いきいき交流会充実・強化事業 ……10 ページ
	西桂町創業助成金事業 ……11 ページ
	西桂町販路開拓支援事業助成金事業 ……12 ページ
	子育て支援・放課後対策事業 ……13 ページ
	西桂町空き家・空き工場改修費補助金事業 ……14 ページ

西桂町プレミアム付商品券発行事業

「地域消費喚起事業」

町では、国および山梨県の地域消費喚起型交付金を活用し、「西桂町プレミアム付商品券発行」事業を行います。

町内の消費を刺激し、商工業の振興と地域活性化に寄与することを目的としています。

商品券を 10,000 円で販売し、プレミアム分として 20% (2,000 円) を上乗せいたします。

販売について

期 間：平成 27 年 8 月 4 日から平成 27 年 9 月 30 日まで
(売れ切れ次第販売は中止致します。)

販売所：「西桂町役場」「西桂町商工会」「山梨中央銀行小沼支店」「都留信用組合小沼支店」

販売数：1 人 5 冊までとさせていただきます、購入時販売所で申込書へ氏名・住所の記入をしていただきます。

**8 月 4 日 午前 9 時
販売開始**

使用について

「西桂町プレミアム付商品券」取扱店のみで使用できます。(5 ページ 一覧のとおり)

商品券は 1,000 円単位で使用し、釣銭は出さないものとします。

また、払い戻し(返品・返金)には応じません。



対象外（使用できないもの）

次のような場合には使用できませんので、ご注意ください。

- 商品・サービスなどのうち、たばこ及び再度換金できる商品券、ギフト券、プリペイドカード、はがき、切手、印紙、処方箋薬購入など
- 株式、宝くじなどの金融商品
- 出資や債務の支払い、仕入れ等の事業資金など
- 公序良俗に反するもの
- 国や地方公共団体の税や各種公共料金などの支払い

有効期間

平成 27 年 8 月 4 日 火曜日 ~ 平成 28 年 2 月 29 日 月曜日

- 有効期限内に使用されなかった「西桂町プレミアム付商品券」の払い戻しは一切いたしません

問合せ先

西桂町役場 総務課 企画係 ☎25-2121



西桂町子育て応援券発行事業「生活支援型」

町では、国および山梨県の地域消費喚起型交付金を活用し、「西桂町子育て応援券」発行事業を行います。

中学３年生までの子どもを持つ親等を対象に、取扱店で限定利用できる応援券を発行し、子育てにかかる費用の一部を支援いたします。

児童１人当たり５,０００円の商品券を配付いたします。

対象者

- 平成２７年７月末日において住民基本台帳に登録されている０歳～中学３年生までの児童の保護者（平成１２年４月２日以降生まれの児童）

交付・申請

期 間：平成２７年９月１日から平成２７年１０月３０日まで

場 所：西桂町役場 税務住民課窓口

申 請：対象者に８月中に郵送する、「申請書」に必要事項を記入捺印し提出

使用について

「西桂町プレミアム付商品券」取扱店のみで使えます。（５ページ 一覧のとおり）

商品券は１,０００円単位で使用し、釣銭は出さないものとします。

また、払い戻し（返品・返金）には応じません。



対象外（使用できないもの）

次のような場合には使用できませんので、ご注意ください。

- 商品・サービスなどのうち、たばこ及び再度換金できる商品券、ギフト券、プリペイドカード、はがき、切手、印紙、処方箋薬購入など
- 株式、宝くじなどの金融商品
- 出資や債務の支払い、仕入れ等の事業資金など
- 公序良俗に反するもの
- 国や地方公共団体の税や各種公共料金などの支払い

有効期間

平成２７年９月１日 火曜日 ～ 平成２８年２月２９日 月曜日

- 有効期限内に使用されなかった「西桂町子育て応援券」の払い戻しは一切いたしません

申請・問合せ先

西桂町役場 税務住民課 住民係 ☎25-2121



西桂町プレミアム付商品券・子育て応援券の 利用ができる店舗一覧（業種別一覧）

【小売・販売業】

相沢肉店肉屋
アイビー化粧品 田辺法子営業所化粧品
あしたば硝子工房硝子製品販売・体験
(株)イタヤマメディコ西桂店ドラッグストア
イーケーギャングリサイクル子供服等
エッジ オートモーティブ自動車修理・販売
小沼薬品薬品販売
和自動車自動車修理・販売
カーショップツルタ西桂店カーショップ
コメリハードアンドグリーン西桂店ホームセンター
郷田米店米屋
さくらガス石油燃料販売
志村金物店燃料・金物販売
(有)下河燃料販売
セブンイレブン都留西桂町店コンビニ
仙乃宮自動車自動車修理・販売
惣菜・味よし惣菜店
中村自動車整備工場自動車修理・販売
ナガノ電器家電販売
(有)日山石油ガソリンスタンド
(株)平井屋麺類販売
ファミリーマート西桂小沼店コンビニ
ファミリーマート西桂富士みち店コンビニ
前田オートサービス自動車修理・販売
(有)前田商店食料品小売
(株)榎田商店織物製品(傘等)
枕家寝具販売
武藤(株)織物製品(ストール等)
ヤマキチ洋品店洋品店
山崎織物(株)織物製品(ネクタイ等)
ユア資生堂 みつみ化粧品
(有)ユーロ自動車修理・販売
ローソン ミツ峠駅前店コンビニ
渡邊畳店畳店

【飲食業】

憩うどん屋
居酒屋 とおげ居酒屋
いなり居酒屋
海鮮 はなぎく食事処
(有)観山荘大・小宴会場
しょうちゃんうどんうどん屋
高尾寿司寿司屋
中華菜館 八龍食事処
撫子食事処
ROUTE 66スナック

【サービス業】

いつき観光観光バス
ease美容室
カットハウス ラブ美容室
サロン・ド・エル美容室・写真
ドレミファクラブ西桂店カラオケ店
美容室 優奈美容室
ヘアサロン イケダ理容室
ヘアサロン ヤマキチ理容室
ミツ峠グリーンセンター入浴・休憩施設
MOCHIDA FOR HAIR理容室

【その他】

(有)石川表具表具・内装工事
(株)小野田設備水道工事
(有)川村電気工事電気工事
小林設備水道工事
三枝設備(株)水道工事
佐藤建築工務店
重田電気電気工事
龍馬建築工務店
田村電気商会電気工事
仲野工務店工務店
宮下建築工務店

■ご利用可能期間

平成27年8月4日から平成28年2月29日まで

商品券等ご利用の際には、お釣りができません。ご承知おき下さい。

商品券・応援券は、下記には使えません！

- たばこ購入・処方箋薬購入・他の金券購入（プリペイドカードなど）
- 公共料金の支払い・事業活動に使用する原材料、機器類の仕入れ

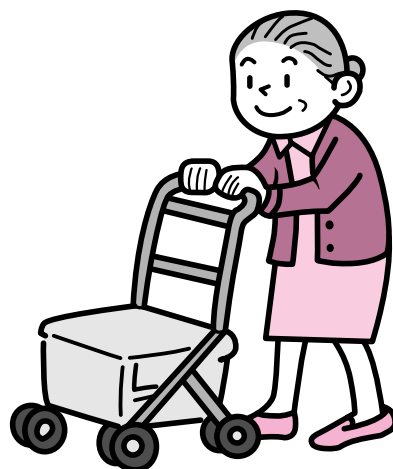
西桂町福祉灯油購入助成事業 「生活支援型」

町では、国および山梨県の地域消費喚起型交付金を活用し、「西桂町福祉灯油購入券発行」事業を行います。

高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の低所得世帯に対し、家庭用灯油購入費の一部を助成することによって生活の安定と福祉の増進を図ります。

対象者

- 平成 27 年 8 月 31 日現在、本町の住民基本台帳に登録されている非課税世帯を基本とする。
- 高齢者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する世帯であって、世帯員全員の平成 27 年度個人町民税が非課税の世帯。(ただし、世帯分離をして他の家族と同居している世帯を除く。)
- 障がい者世帯に該当する世帯であって、世帯員全員の平成 27 年度個人町民税が非課税の世帯
- 生活保護世帯



交付・申請

期 間：平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日まで

場 所：西桂町いきいき健康福祉センター 福祉保健課窓口

申 請：対象者に 9 月中に郵送する、「申請書」に必要事項を記入捺印し提出

使用について

「さくらガス石油・志村金物店・(有)下河・(有)日山石油」の 4 店のみで使用できます。

福祉灯油購入券は 18ℓ 単位（配達料を含む）での使用で、3 枚綴りとなっています。

また、払い戻し（返品・返金）には応じません。

有効期間

平成 27 年 10 月 1 日 木曜日 ～ 平成 28 年 2 月 29 日 月曜日

- 有効期限内に使用されなかった「福祉灯油購入券」の払い戻しは一切いたしません

申請・問合せ先

西桂町いきいき健康福祉センター 福祉保健課 福祉係 ☎25-4000

西桂町名産品買い物ツアー開催事業

「地域消費喚起事業」

町では、国および山梨県の地域消費喚起型交付金を活用し、「西桂町名産品買い物ツアー」を行います。地域の観光資源等を活かし、地域外（都会）の方を町内に誘致し、町内地場産品を購入する買い物ツアーを開催し、地域地場産品の消費喚起を図ります。

実施予定日

平成 27 年 11 月 7 日（土）

実施方法

ツアー企画会社が、当日限り有効の商品券（30%以内のプレミアム付）とツアー料金で、ツアーを企画募集し実施します。



申請・問合せ先

西桂町役場 産業振興課 産業係 ☎25-2121

公共施設（公民館）バリアフリー化事業

「地方創生先行型事業」

町では、多世代交流・多機能型福祉拠点整備のため、町民に最も身近な自治組織の区活動向上を図るため、公民館を改修し高齢者から幼児までの全ての地域住民が利用しやすい公民館に改修し、地域コミュニティの推進を図ります。

実施予定

平成 27 年度中

実施方法

区要望を受け地区公民館のバリアフリー化（玄関スロープの設置及び改修・手すりの設置及び改修・トイレの洋式化等）を行う。

限度額

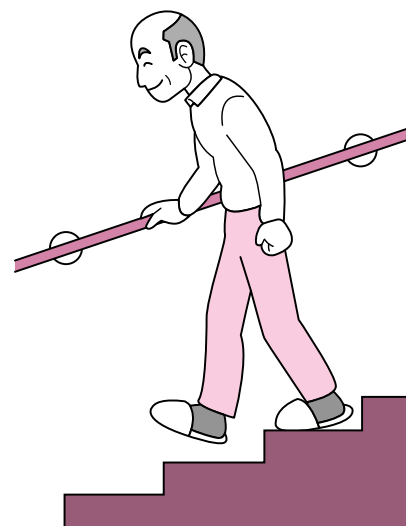
1 地区 50 万円

助成対象

各区

申請・問合せ先

西桂町役場 建設水道課 建設係 ☎25-2121



地域力強化補助金事業 「地方創生先行型事業」

町では、町民に最も身近な自治組織の区の活動の向上を図り、自治会（区）が実施する公共・公益的に行なう新たな事業及び従来事業を充実し取組む事業に対し支援し、地域コミュニティの推進を図ります。

実施予定

平成 27 年度中

実施方法

区が申請する対象事業経費

限度額

1 地区 世帯数×800 円

助成対象者

各区

申請・問合せ先

西桂町役場 総務課
企画係 ☎25-2121

対 象 事 業

事 業 名	対象となる経費	内 容
地区集会場運営事業	地区集会場運営経費	上限額 公民館光熱水費の 1/2
	会議経費	会議費限度額 世帯数×160 円
地 域 活 性 化 事 業	地域交流イベント開催経費	地域の特性を活かした世代間交流、地域交流イベントなど、その地域の活性化につながる事業の開催経費
加 入 促 進 事 業	新規加入者と地域の距離を縮める事業経費	転入しても加入しないなど、加入率が低下傾向にあるなか、加入率をアップさせる事業経費
地域資源の活用事業	地域文化行事等事業経費	地域固有の自然や古くから伝わる伝統・文化などの資源を保護・伝承するための経費
安全安心対策事業	安全安心な地域づくりを行なう経費	安心して暮らせる地域を築き上げるため、安全安心な地域づくりを行なう事業経費

地域力向上講演会開催事業 「地方創生先行型事業」

町では、自主的かつ主体的に、地域課題に取り組むため、核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、地域交流と地域が支え合える地域づくりと、人材育成、ヘルスケア、心豊かな地域コミュニティの形成を図ることを目的に地域づくりに関する成人を対象とした地域コミュニティ形成推進の講演会を開催します。

実施予定

平成 27 年 11 月頃

申請・問合せ先

西桂町役場 総務課 企画係 ☎25-2121



三世代同居等支援事業

「地方創生先行型事業」

町では、町内における三世代同居等を促進することで、こどもを安心して産み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、三世代が同居または近居することとしたこども世帯に対して、住宅の取得や改修等の費用の一部を助成します。

助成内容

中学生以下の子どもを養育する世帯が、親と同居又は、近居することにより、三世代同居等となるための住宅取得、改修等にかかる費用へ助成

助成対象者

- 助成申請者を含む三世代同居者が当町住民基本台帳に登録されていること。
- 助成対象世帯員全員に、本町の町税及び税外収入金の滞納がない者
- 三世代同居等をするための建物保存登記が完了していること。

助成対象者とならないもの

- 助成対象世帯員のいずれかが交付申請日現在、他制度による公的住宅扶助（生活保護）を受けている場合。
- 助成対象世帯の孫が、町内の小中学校又は保育所以外に通学又は通所等している場合（但し、障がい者支援学校等を除く。）
- この助成を過去に受けたことがある場合。
- 外国籍を有するもので、日本国の在留資格を有しない場合。
- 助成対象世帯員のいずれかに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を含む場合。

助成額

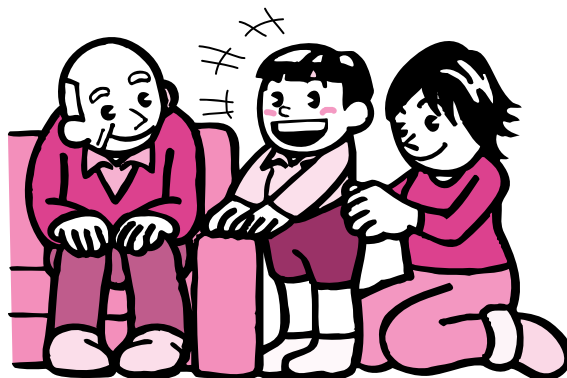
住宅取得・改修等にかかる費用の合計の2分の1と助成限度額20万円を比較して低い額

申請・問合せ先

西桂町いきいき健康福祉センター 福祉保健課 福祉係 ☎25-4000

その他

申請前にご相談ください。



いきいき交流会充実・強化事業

「地方創生先行型事業」

町では、西桂町社会福祉協議会が実施する「いきいき交流会事業」で新たな事業及び従来事業を充実し取組む事業に対し支援し、今後町が実施する地域支援事業の構築を図り、多様な支援及び交流を推進します。

助成内容

西桂町社会福祉協議会が実施する「いきいき交流会」で行なう新たな事業及び従来事業を充実し取組む事業を支援する。

助成対象者

- 7 交流会参加者及び、ボランティア、寿クラブ、地域住民等の事業参加者。

助成額限度額

1 交流会…150,000 円

申請・問合せ先

西桂町社会福祉協議会 ☎25-3300



西桂町創業助成金事業

「地方創生先行型事業」

町では、町内で創業する事業者に対し、創業等に要する経費の一部を助成し、地域経済の活性化と雇用の場の創出を図ります。

助成内容

事業所等の開設に係る設備・備品購入費、設備設置費その他事業所等開設に係る経費・事業所等の月額の賃借料を助成する。

助成対象者

- 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業を行う者
- 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立する者

助成要件

- 町税の滞納がない者
- 町内に居住している者、又は居住若しくは事業所設立を予定している者
- 町内に創業のための事務所等を設置している者、又は設置をしようとしている者
- 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けている者

助成対象者とならないもの

- 風俗営業法第2条に定める事業等要綱で定めた者
- 他の者が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者
- 仮設又は臨時の店舗その他設置が恒常的でない店舗で事業を行い、又は行おうとする者
- 西桂町企業の奨励に関する条例(平成20年条例第8号)に基づく奨励金の交付を受け、又は受けようとする者

助成対象経費

事業所等の開設に係る設備・備品購入費・施設改修費(新築及び購入を含むが町内業者を使用すること。)その他事業所等開設に係る経費(消耗品費及び税の性質を有するものを除く。)

助成額限度額

補助対象経費の1/2 限度額74万円

申請・問合せ先

西桂町役場 産業振興課 産業係 ☎25-2121

その他

工事着手前の申請、問合せをお願い致します。

西桂町販路開拓支援事業助成金事業

「地方創生先行型事業」

町では、町内の中小企業者等が開発した製品、技術等を積極的に公開宣伝するため、各種展示会、見本市等の出展に対し補助金交付し、新たな販路開拓につながる取り組みを支援し、もって本町産業の振興及び経済の活性化を図ります。

助成内容

町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び個人事業者であって町内の中小企業者等が開発した製品、技術等を積極的に公開宣伝するため、各種展示会、見本市等に出展した経費の一部を助成する。

助成対象者

- 町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び個人事業者
- 町税を滞納していない者

助成要件

町内において製造、加工、開発された製品及びサービス等を町外において、不特定多数の者に周知させるための各種展示会、見本市等その他これらに類する催事に出展する事業経費。

助成対象経費

会場借上費、小間内装飾費、広告宣伝費、委託費、梱包運搬費、旅費、人件費、謝礼、通訳・翻訳料。

助成額限度額

補助対象経費の3分の2以内の額で1回の申請につき10万円を限度とし、年度2回まで。

申請・問合せ先

西桂町役場 産業振興課 産業係 ☎25-2121

その他

事業着手前の申請、問合せをお願い致します。



子育て支援・放課後対策事業

「地方創生先行型事業」

町では、子どもたちに様々な学習機会を提供することにより、学力向上や豊かな人間性の形成を図り地域ぐるみで児童生徒の教育及び学習をサポートする仕組みを作り、地域の教育力の向上を図ります。

事業内容

土曜学習支援事業とし、自主学習の場所、宿題や参加者が持参した教材への支援、児童生徒への学習指導をおこないます。

対象者

● 西桂小学生 4・5・6 年生・中学生



開催日・開催場所

第 1 土曜日・第 3 土曜日 西桂小学校体育館 2 階多目的室

小学生 … 午前 9 時から 11 時

中学生 … 午後 1 時から 3 時

問合せ先

西桂町教育委員会 ☎25-2941

人間形成講演会開催事業

「地方創生先行型事業」

町では、コンパクトシティが自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに地域課題に取り組むため、人材育成、女性の再就職促進、ヘルスケア、心豊かな地域コミュニティの形成を図ることを目的に講演会を開催します。

講師

三屋 裕子 … 現スポーツプロデューサー／筑波スポーツ科学研究所副所長
(元バレーボール日本代表選手)

開催日

平成 27 年 7 月 17 日 (既に実施済みです。)

開催時間・開催場所

小学校体育館 … 13 時 55 分から 14 時 40 分

中学生体育館 … 15 時 30 分から 16 時 30 分

中学校円形ホール … 19 時から 20 時 30 分

問合せ先

西桂町教育委員会 ☎25-2941



講師の三屋裕子氏

空き家・空き工場バンク制度

「地方創生先行型事業」

町では、西桂町における空き家・空き工場の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、西桂町空き家・空き工場バンク制度を推進します。

実施予定

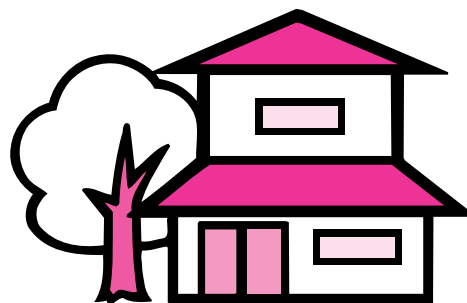
平成 27 年度中

実施方法

所有者の申請により、対象物件を町ホームページ等を通じ広く公表し、利用を希望者に、紹介を行う仕組みを作る。

申請・問合せ先

西桂町役場 総務課 企画係 ☎25-2121



西桂町空き家・空き工場改修費助成事業

「地方創生先行型事業」

町では、町内における空き家・空き工場の有効活用を通して、地域の活性化及び居住環境の整備改善に資するため、法人、団体等が実施する町内にある空き家の有効活用を図るため、西桂町空き家・空き工場バンク制度に登録された物件を購入又は賃借した者が行う当該物件の改修に要する経費を助成します。

助成対象者

- 西桂町空き家・空き工場バンク制度に登録された物件を購入又は賃借した者で、次の事項全てに該当する者
 - (1) 20 歳以上の者
 - (2) 空き家等の売買契約日又は最初の賃貸契約日から 1 年を経過しない者
 - (3) 空き家等の所有者等の 3 親等以内の親族でない者
 - (4) この補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者
 - (5) 自らの負担で空き家等の改修をしようとする者
 - (6) この補助金に係る改修を行う空き家等に、補助金の交付を受けた日から 5 年以上定住する意思のある者

助成対象経費

町内事業者が施工した改修で、台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修経費

助成額

補助対象経費の総額に 2 分の 1 と、30 万円を限度とを比較して低い額

申請・問合せ先

西桂町役場 総務課 企画係 ☎25-2121

その他

工事着手前の申請、問合せをお願い致します。

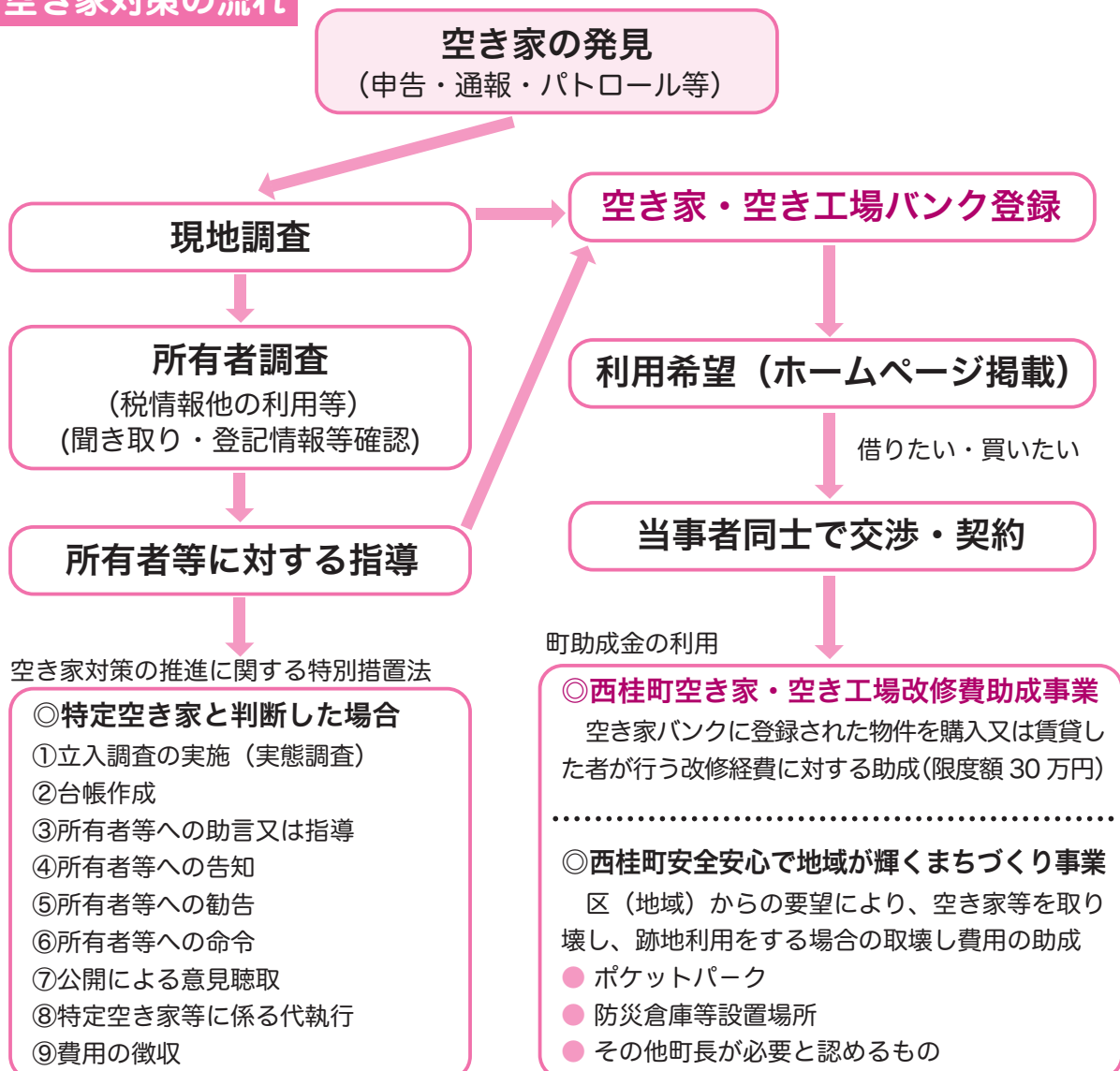
空き家対策事業

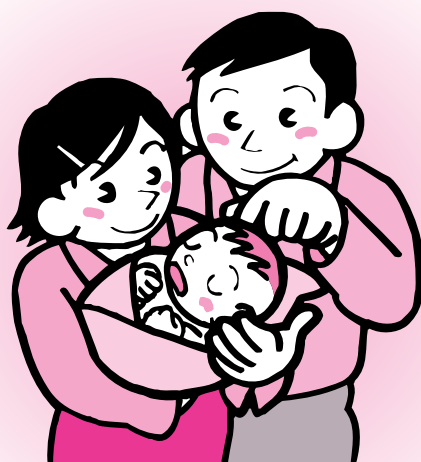
高齢化と人口減少時代が本格化し、空き家や空き地の増加が社会問題化している中、当町では、「西桂町定住促進・空き家対策計画」を策定し、空き家所有者へ指導を行い、空き家を利用可能な状態に維持し財産価値を高め、人口減少対策事業へ利用していきます。

空き家は、あくまでも所有者の財産であり、空き家があるということだけで問題にすることはできません。

空き家の適正な管理をお願いするとともに、空き家に至った経緯や居住継続の意向など斟酌すべき事情をふまえて、新たな土地利用としてもその存在意義を見出し、町の活性化を図ります。

空き家対策の流れ





お問い合わせ

西桂町役場

山梨県南都留郡西桂町小沼1501-1

TEL0555-25-2121 FAX0555-20-2015

URL <http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>